

次期札幌市健康づくり基本計画策定について

～根拠法：健康増進法～

* 健康増進法第8条

市町村は基本方針及び都道府県健康増進計画を勘案して、当該市町村の住民の健康の増進に関する施策についての計画を定めるよう努めるものとする。

～札幌市健康づくり基本計画「健康さっぽろ21」～

「健康さっぽろ21」は、国が策定した「健康日本21」の札幌市計画であり、第4次札幌市長期総合計画の健康づくり分野の個別計画として位置付けられている。

* 基本理念：市民一人ひとりの健康づくりを応援します

* 基本目標：すこやかに産み育てる / 健康寿命の延伸 / 健康な地域づくり

「健康さっぽろ21」最終評価 (平成24年度)

現状把握	指標の達成状況	分析・評価
<ul style="list-style-type: none"> ○市民意識調査 ・健康づくり ・思春期 ・母子保健 ○他の調査結果 	<ul style="list-style-type: none"> ①母子保健 ②栄養・食生活 ③身体活動・冬季の健康づくり ④休養・こころの健康づくり ⑤たばこ ⑥アルコール ⑦歯の健康 ⑧糖尿病・循環器病・がん ⑨健康危機管理 	<p>成果・課題</p>

「健康日本21(第二次)」 (平成25年度～平成34年度)

- 【基本理念】
すべての国民が共に支え合い、健やかで心豊かに生活できる活力ある社会の実現
- 【基本的な方向】
- ・健康寿命の延伸と健康格差の縮小
 - ・生活習慣病の予防と重症化予防の徹底（NCDの予防）
 - ・社会生活を営むために必要な機能の維持及び向上
 - ・健康を支え、守るための社会環境の整備
 - ・栄養・食生活、身体活動・運動、休養、喫煙、飲酒及び歯・口腔の健康に関する生活習慣及び社会環境の改善

～次期札幌市健康づくり基本計画の策定～

「健康さっぽろ21」の最終評価及び「健康日本21次期計画」を踏まえ、領域を確定した上で、新たな目標項目を設定する。

「次期札幌市健康づくり基本計画」
(平成26年度～35年度)

